

貝類（ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含む。）が地中に埋没堆積し、風化又は化石化したものの粉末をいう。以下同じ。）、製糖副産石灰、石灰処理肥料（果実加工かす、豆腐かす又は焼酎蒸留廃液を石灰で処理したものであつて、乾物一キログラムにつきアルカリ分含有量が二百五十グラムを超えるものをいう。）、含鉄物（褐鉄鉱（沼鉄鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものに限る。）、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を百分の十以上含有するものをいう。以下同じ。）、微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、三ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）、カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）、石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）

別表

- 一| ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材|
- 二| ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材|
- 三| ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材|
- 四| ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材|
- 五| ポリアミン系高分子凝集促進材|
- 六| アルミニウム系無機凝集促進材|
- 七| 鉄系無機凝集促進材|

に埋没堆積し、風化又は化石化したものの粉末をいう。以下同じ。）、製糖副産石灰、石灰処理肥料（果実加工かす、豆腐かす又は焼酎蒸留廃液を石灰で処理したものであつて、乾物一キログラムにつきアルカリ分含有量が二百五十グラムを超えるものをいう。）、含鉄物（褐鉄鉱（沼鉄鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものに限る。）、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を百分の十以上含有するものをいう。以下同じ。）、微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、三ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）、カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）、石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）

(新設)

附 則

この告示は、平成二十九年十一月十五日から施行する。